

ひかり幼稚園父母の会 規約

第1条 この会は、ひかり幼稚園父母の会と称し、その所在地は奈良市赤膚町1032とする。

第2条 この会の目的は、家庭と幼稚園が一丸となって有効・適切なる幼児教育を推進するにある。

第3条 この会の会員は、本園に勤務する園長を顧問とし職員及び本園に在籍する園児の保護者とする。

第4条 総会は全会員で構成し、3分の2（委任状を含む）以上の出席者で年度初めに開催し、役員の承認・年度行事計画・予算決定の承認・その他必要事項を協議する。但し、会長が認め顧問が承認した時、臨時総会を開くことができる。
2. 総会の決議は、出席者の過半数の同意を必要とする。

第5条 この会には次の役員をおく。

【1】本部役員

1. 会 長 1名
2. 副会長 2名
3. 会 計 2名（顧問が決定する職員1名含む）
4. 書 記 1名
5. 紫役員 2名（行事駐車場担当）

【2】クラス役員（必要と思われる人数）

【3】奈私幼の本部・地区役（該当年度のみ専任者をおくことがある）

以上の役員は、別に定める細則に従って選出する。

第6条 役員の任務は下記の通りとする。

- ・幼稚園と父母の会の調整を行い、園の活動を補助する。
- ・他の幼稚園並びに京校園等との交流を深める。
- ・その他、父母の会に関する業務を行う。

1) 会 長

- ・父母の会の運営と管理の代表者
- ・各役員会を招集する権利を持つ
- ・父母の会の最終決定権を有する
- ・園並びに園外の交流役を務める
- ・連絡網、印刷物等の最終確認者
- ・例外的事態の対応

2) 副会長

- ・会長不在の場合の代理
- ・会計の補佐
- ・書記の補佐

3) 会 計

- ・会計管理
- ・会計に関する印刷物の作成及び収支報告

4) 書 記

- ・印刷物及び議事録の作成と管理